

## シリーズ●まちのいいとこ⑩ 池袋本町小の藍染

池袋本町小学校では、池二小で行われてきた藍染を受け継いで、授業の一環として取り組んでいます。これまで藍染の生葉染めの材料となる藍は、他の場所で栽培したものを利用していました。しかし、旧文成小の仮校舎に移り、すぐ近くには電車の見える公園もできることから、公園内で藍を育てて、植物の段階から子どもたちに藍に触れさせたいと、中丸校長先生から新しいまちづくりの会に打診がありました。

そのご希望を伺い、区とも調整して、公園の一角のサツキを移植して藍畑ができました。場所は下板橋駅寄りの細長い敷地の所。ここはもともと地域花壇として、地域の方が利用できるように計画されていた所です。残念ながら応募される方がいらっしゃらず、プランターには花を植えていました。そこが本来の使い方になったとも言えます。

6月9日、藍染を行う4年生全員が、クラスごとに交代で、出来上がったばかり



## まち 池中消防団

池袋中学校に消防団ができると聞いて、興味津々で堀校長先生を訪ねました。堀校長は68年続く池袋中学校の第20代の校長。池袋中学校に赴任して4年目になるそうです。日頃から、木造密集地である池袋本町で、いざという時には中学生でも役に立てることがあるのではないかと考えており、中学生による消防団をつくることを思いついたそうです。

堀校長はそのアイデアをすぐに行動に移しました。4月の保護者会で提案したのです。そして、生徒たちに呼びかけをしました。すると、1年から3年まで、男子4名、女子6名の生徒たちが応えてくれました。強制的に集めたのではなく、自動的に10名の生徒が参加してくれたことに、堀校長も喜ばれています。

早速、池中消防団を結成し、6月22日に行われる地域の合同防災訓練で、移動することができる小型の消火ポンプ(D級ポンプ)の放水を披

りの畑に藍の苗を植えました。看板も子どもたちの手づくりです。これから水遣りなどのお世話をしながら、秋の収穫を待ちます。大きく育った葉を藍の生葉染めに使い、種も取って、来年は種から育てたいと考えているそうです。

また池袋本町小学校では、様々な藍染を行っていますが、今後大きな藍染の鯉のぼりをつくり、電車の見える公園の、電車から見えるところで泳がせて、電車を利用する方にも楽しんでもらうとも考えています。

平成29年度には池袋本町小学校は、新校舎に移ります。新校舎には、藍染め室が新設されますので、その設は藍染に興味のある方は是非ご参加ください。

# 池袋本町 まちづくりニュース

Ikebukuro Honcho  
Machizukuri News

No.57

2014年9月発行

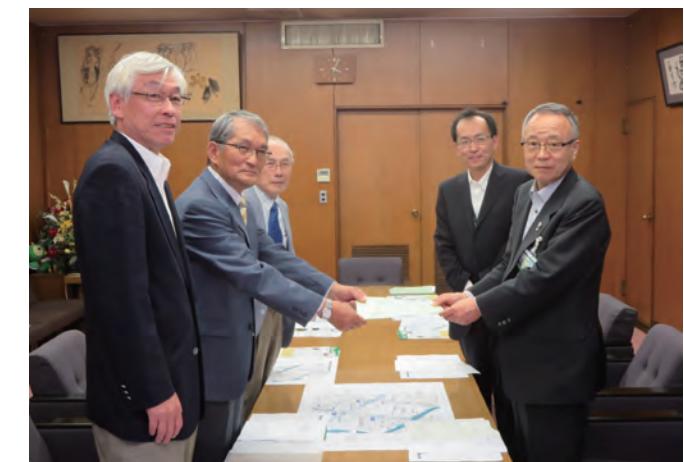
発行：池袋本町新しいまちづくりの会  
<http://池袋本町.net>  
豊島区都市整備部地域まちづくり課  
問い合わせ先：  
tel 03-3981-2612  
fax 03-3981-4204  
編集協力：防災アンド都市づくり計画室

ページでも見ることができます。次のサイトの一番下にリンクがあります。どうぞご覧ください。

<http://池袋本町.net/mokumitu.html>

高野区長からは区として取りくむ関連まちづくりについて、住民の皆さんへの意向を伺ながるすすめていきたいというお言葉をいただきました。

提言書の提出を終えて、会では引き続き、都市計画道路に係わる具体的な課題についての協議を行っています。(2ページに関連記事)



## 住み続けられるまちに

### 都市計画道路と関連まちづくり区長提言

新しいまちづくりの会では、これまで1年半にわたって、都市計画道路とそれに関連して豊島区がすすめるまちづくりについて協議を行ってきました。会としての意見がまとまりましたので、5月28日、高野区長に提言書を手渡しました。

会では、都市計画道路に対して賛成か反対か、どちらか一方の立場をとることはせず、いろいろな意見を尊重しながら協議を行うことを前提にしてきました。そして、地域住民としては「住み続けられるまちづくり」が重要であるとの意見で一致しています。

この提言書は、「住み続けられるまちづくり」を重視する観点から、都市計画道路の整備のすすめ方や、道路整備が実現する場合においてもまちづくりや防災に役立つ計画となるように、地域住民による現段階の考え方を整理したものです。提言書の全文は、新しいまちづくりの会のホーム



## あなたの意見をまちづくりに

- 新しいまちづくりの会は、都市計画道路や不燃化特区など、地域のまちづくりについて話し合っています。
- 会では、参加者を募集しています。お気軽にご参加ください。
- 会議の日程やご参加については事務局までお問い合わせください。
- 会のホームページ(<http://池袋本町.net>)でも活動の様子や日程をお知らせしています。

区作成の「救援センター開設マニュアル」は運営に必要な三つの基本ルールを決めています。  
①みんなで協力しましょう。  
②みんなで分け合いましょう。  
③だれでも受け入れましょう。  
簡単なルールです。やさしいルールです。大切なルールです。  
困難な状況に置かれた時、物事の真の姿が現れるといいます。日頃からこの三つのルールを心に留めておきたい。そう思っています。

普段は子どもたちであふれる校舎、体育館、校庭が、災害時には、食事し、排せつし、眠る生活の場となります。時には病院や役所の役目を果たします。そこは小さな「まち」と言つてよいかもしれません。「まち(救援センター)」をつくり、運営するのは、被災者と近隣住民です。災害初期の大混乱の中では、行政や他の応援を頼ることはできません。

つれづれに一言

池袋本町小学校救援センター長 佐藤公一

池袋本町小学校(旧文成小)は、震災時の被災者の救援、避難所の拠点となる「救援センター」となっています。

# 都市計画道路ができるても 住み続けられるまちをめざして

## 東京都の説明会

池袋本町地区を通る2つの都市計画道路について、東京都では2回目の説明会を6月18日、20日、22日の3日間行いました。通常、都市計画道路の説明会は「事業及び測量説明会」（昨年8月に開催済み）のあと「用地説明会」が行われるものですが、今回は鉄道部分の横断の素案ができたことから中間で説明会を行ったものです。

説明会では、鉄道との交差部分について、北池袋駅、下板橋駅付近とともに、道路を鉄道の下に通すアンダーパスとする計画であることが説明されました。東京都の説明では、引き続き事業着手の手続きを進め、来年には用地説明会を開催して、事業を進めたいとのことです。

最初の説明会から1年が過ぎましたが、まだ、地元では不安や疑問の声も多く、質疑でもたくさん意見が出されました。

## まちづくりの会では

新しいまちづくりの会では、提言書を提出したあと、都市計画道路などの課題について協議を行っています。6月の会では、大きな地図をひろげて都市計画道路ができると地区にはどのような影響があるかを話し合いました。主な意見は、  
①商店街や生活道路、通学路などが分断される  
②特にアンダーパスとなる部分では、通りの反対側に行くのに大きく回らないとならない  
③道路によって未接道などの建替えのできない敷

## 清掃パトロール…公園の石拾いと都市計画道路の体感

新しいまちづくりの会では、年2回、地域の清掃をしながら、まちづくりの課題を現地で確認しています。今年度の第1回は5月18日に行いました。

まず、行ったのは電車の見える公園です。電車の見える公園では、はらっぱに石が出て困っていると聞いていました。そこで、どのくらい石があるのか、



実際に拾ってみたところ、10分ほどでバケツ3杯もの石が出てきました。会でも何とかしていきたいと考えています。

続いて、2つのグループに分かれて地区内の清掃をしながら、街を歩きました。都市計画道路が予定されているところでは、道路がどこを通るか、どの

くらいの幅になるのか、生活はどう変わるのが、などを現地で体感しました。思ったよりも道路が広く、多くの家が道路にかかる 것을実感しました。

次回は12月7日(日)午前9時~11時、谷端川の清掃を行います。

地を解消できる可能性がある

- ④共同化によって課題を解決できる可能性がある
- ⑤旧文成小の敷地を活用したい

7月の会では、模擬的に都市計画道路の予定地周辺の敷地を取り上げ、その敷地の持ち主になつたつもりになって将来設計を考えるというワークショップを行いました。道路によって移転を余儀なくされる人もいれば、道路にはかかるけど地元に残りたいと希望する人、道路によって未接道敷地が解消される人、容積率アップの恩恵を受ける人など、様々な立場になって考えてみました。

都市計画道路に大きくかかる人は、土地や建物を買収されて地区外に移転するしか方法がないと考えがちですが、いろいろな人の意見をうまく調整すれば、必ずしも移転だけが選択肢ではないことが分かりました。同時にこのような模擬的なワークショップであっても利害が対立したり、意見の調整が難しいという場面も出てきました。これが実際の現場ではさらに大変であることもわかりました。

会では、住み続けられるまちづくりのためにできることを、引き続き検討していきます。



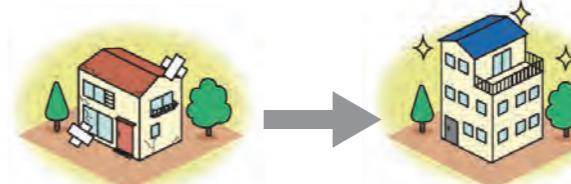
## 不燃化特区における助成制度

～池袋本町地区は全域が不燃化特区に指定されています～

### 建物を取り壊す前に、まずは区にご相談を

詳細は、区のホームページをご覧ください。（トップページの右上、「木密不燃化10年プロジェクト」のバナーをクリックしてください。）

#### 戸建建替え促進助成



戸建て住宅の建替えを行う方に対して、建替えに係る費用の一部を助成します。

##### ①除却費

実際に除却等に要した額、又は区が別に定める単価による額の低い方の額

##### ②建築設計及び監理費

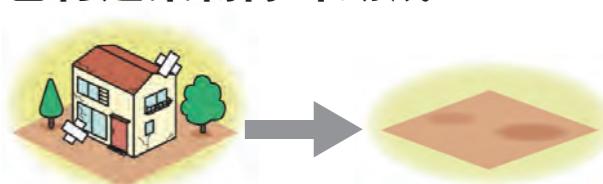
建築設計及び工事監理費の45%、又は区が別に定める単価による額の低い方の額

##### ③店舗併用住宅への加算助成

店舗面積による。上限100万円。

※取り壊す前に必ず区にご相談ください

#### 老朽建築物除却助成



古い建物を取り壊す方に対して、取り壊しに係る費用の一部を助成します。

##### ①除却費

実際に除却等に要した額、又は区が別に定める単価による額の低い方の額

※取り壊す前に必ず区にご相談ください

#### 固定資産税・都市計画税の税制優遇

最長5年間の税制優遇が受けられます。

- 新築された住宅にかかる固定資産税・都市計画税の全額減免
- 老朽住宅を除却した更地にかかる固定資産税・都市計画税の全額減免

### ちょっとまって！

都市計画道路の事業が動き出した影響で、「土地を売ってください」といった不動産会社のチラシが多くなりました。

しかし、あわてて土地を売ってしまったり、建物を取り壊したりしてしまうと、損をすることも有り得ます。

一般的に、都市計画道路事業によって移転が必要になる場合、土地代金のほか、建物や引越し費用などの補償制度があります。一軒ごとに調査の上、補償適用の可否や金額が算出されます。賃貸住宅に

お住いの方も補償の対象になります。  
土地を売却したりする際は、事前に豊島区や東京都に相談してみてはいかがでしょうか。  
(広報部会)



### 今年のふれあいまつり まちづくりを考えよう

毎年恒例の池袋本町ふれあいまつりに、新しいまちづくりの会も参加します。

今年は、地域でもっとも大きな話題となっている都市計画道路や不燃化特区について、その概要をお知らせすると共に、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

また、毎年お楽しみいただいている防災すごろくも、新しいバージョンをご用意します。ご家族でご参加ください。

日時：10月12日(日) 10:00~16:00

10月13日(祝) 10:00~15:00

会場：池袋本町公園・防災ひろば